

確定申告・住民税申告相談日程表

会場	受付時間
社福祉センター(2階) レクリエーション室	9:00 ~ 16:00
東条庁舎(2階)204号室	9:30 ~ 16:00
滝野文化会館(2階)研修室	9:30 ~ 16:00

日程

月日	会場	社福祉センター	東条庁舎	滝野文化会館
2月16日(金)	市内全域	市内全域		
19日(月)	"	"(社務署)		
20日(火)	"	"(社務署)		
21日(水)	"	"(社務署)		
22日(木)	"	市内全域		
23日(金)	"	"		
25日(日)	"			
26日(月)	"	市内全域		
27日(火)	"			
28日(水)	"			市内全域(社務署) 2月28日
3月1日(木)	"			"(社務署) 3月1日
2日(金)	"			"(社務署) 3月2日
5日(月)	"			市内全域 3月5日
6日(火)	"			" 3月6日
7日(水)	"			" 3月7日
8日(木)	"			" 3月8日
9日(金)	"			
12日(月)	"			
13日(火)	"			
14日(水)	"			
15日(木)	"			

申告期間中の火曜日に開設している会場では、17時30分から19時までの夜間についても申告相談を行います。

2月25日(日)は、社福祉センター会場に限り申告相談を行います。(受付9時~16時)

火曜日の夜間と日曜日については、税務署は業務を行いませんので、ご注意ください。

社務署との共同申告相談日は、次のとおりです。

- ・東条庁舎会場は、2月19日~21日の期間
- ・滝野文化会館会場は、2月28日~3月2日の期間

確定申告書作成コーナーのご案内...

【作成は、自宅のパソコンで】

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書作成コーナー」で、収入金額など必要項目を入力することにより、確定申告書を作成することができます。このコーナーで作成した申告書は、お手持ちのプリンタで印刷し、そのまま郵送などで提出できますのでご利用ください。また、国税庁には国税電子申告・納税システム(e-Tax)のサービスもあります。

所得税・住民税の申告は 2月16日(金)から3月15日(木)まで

平成18年分の所得税確定申告と平成19年度の住民税の申告受付が、2月16日(金)から始まりますので、期限内に正しく申告を行いましょ！

都合の良い日に、都合の良い会場で申告を

市民の方の利便性を考慮し、社福祉センター、滝野文化会館および東条庁舎の市内3カ所に申告相談会場を設けます。

滝野文化会館会場と東条庁舎会場については、期間を限定していますので、相談に来られる場合は日程表で確認のうえお越しください。

相談の受付については、旧町の区域にかかわらず、どこの会場であっても全ての市民の方の申告相談を受け付けます。

また、昨年までは地区指定を行っていましたが、今年から地区指定は行っていませんので、都合の良い日、都合の良い会場で申告を行ってください。

【住民税申告の必要な方】

住民税申告は市で受け付けます

所得税の確定申告を必要としない方(所得税がかからない)で、事業所得、不動産所得などがある人は、住民税の申告が必要です。また、所得のない方でも、市の国民健康保険に加入されている方は住民税申告を行ってください。(国民健康保険税の軽減措置の適用があります。)

注) 所得税の確定申告をされた方は、同時に住民税申告を行ったこととなります。

介護保険の認定と障害者控除の適用

身体障害者および療育手帳の交付を受けていない方でも、介護保険法に規定する要介護認定を受けている65歳以上の方で、市(介護保険課)において障害者に準ずる認定を受けた場合は、所得税法上の障害者控除対象となります。詳しくは、介護保険課(☎47-1301)までお問い合わせください。

「障害者」に準じる方...要介護1~3で重度の認知症がある方
「特別障害者」に準じる方...要介護4~5で継続的に寝たきり状態にある方、または重度の認知症がある方

社務署の主管する無料申告相談

日	時	場	所
2月21日(水)	9:30 ~ 16:00	東条商工会館	
2月22日(木)	"	社商工会館	
2月27日(火)	"	滝野商工会館	
2月26日(月)27日(火)	"	社納税協会	

指導は税理士が行いますので、営業・農業所得等の収支計算に係る申告相談等お気軽にご利用ください。この無料申告相談についての問い合わせは、社務署まで。

問い合わせ 社務署 ☎42-0223

期限内に申告を!

確定申告は、平成18年中の1年間に生じた全ての所得について確定した金額を計算し、その所得金額に対する税額を算出して申告するもので、市と税務署で受け付けます。

市の会場での相談は、主に給与所得者および年金受給者に係る申告のほか、白色申告者(概ね事業所得300万円未満の方)が対象となります。それ以外の高額な事業所得または譲渡所得関係については、税務署で行っていただきますようお願いします。

万一、確定申告が必要な方で期限の3月15日(木)までに申告をしなかったり、申告に誤りがある場合は、不足の税金を納めなければなりません。

また、加算税や延滞税を徴収されることがありますので、必ず期限内に正しく申告してください。

【確定申告の必要な方】

次の方は申告が必要です。

- ・自営業、農業または内職などの事業による収入がある方 <建築労務、日雇い労務に従事された人も含む。>
- ・土地、建物などの貸し付けによる不動産所得がある方
- ・土地、建物などの譲渡による所得がある方
- ・生命保険の一時金および損害保険等の満期返戻金の所得がある方
- ・年金受給者で年金収入から税金を納めている方
- ・給与所得者にあつては、上記の ~ の所得が20万円以下の場合、確定申告の必要はありません。

サラリーマン(給与所得者)で、確定申告が必要な方

- ・給与収入が2千万円を超える方、または2カ所以上から給与を受けている方
- ・給与以外の他の所得が20万円を超える方
- ・平成18年中に退職し、年末調整を受けなかった方

なお、医療費控除、雑損控除および住宅借入金等特別控除などを受ける方は、源泉徴収された所得税が精算されます。

申告に必要なもの

- ・申告者の印鑑(認印)
- ・給与所得者および年金受給者は、源泉徴収票(原本)
- ・営業、農業所得などの事業所得または不動産所得の場合は、年間の収支金額を記載した資料

- ・諸控除の証明書(国民年金・生命保険・損害保険等の保険料など)
- ・住宅借入金等特別控除を受ける場合...住民票・家屋の登記簿謄本
- ・取得価格のわかる契約書の写・借入金年末残高証明書など
- ・還付申告の場合は、本人名義の振込先の預貯金通帳

会場の混雑を避けスムーズに申告が行えるようにご協力を!

医療費控除の申告の場合は、事前に領収書を氏名ごと、かつ医療機関ごとに整理し、支払額の合計額までの算出をお願いします。

営業所得・農業所得などは、収支計算が必要な申告です。事前に収支の内訳までの算出をして、関係書類をお持ちください。

医療費控除の計算

18年中に支払った医療費 - 保険等で補てんされる金額 = 負担した医療費... (A)

10万円又は所得金額の合計額の5%のいずれか少ない額... (B)

(A) - (B) = 医療費控除額(最高200万円)

注) 所得税、住民税のかからない人は、この控除を申告しても税金は戻りません。

18年分から適用される主な改正事項 <所得税関係>

- ・定率減税額が所得税額の20%(上限25万円)から10%(上限12万5千円)に縮小されます。農業所得の計算について水稻所得標準の制度が廃止され、収支計算の方法となります。
- ・農業収支計算では、申告者において収入と支出の内訳を記帳・計算した資料が必要となります。今回から農協関係の使用料、土地改良費の支払額など全ての支出額および収入額は、各自で把握してお越しください。農業所得の収支計算のしおりと収支計算書を市のホームページの各課からのご案内「税務課コーナー」に掲示していますのでご利用ください。
- ・事業的規模(耕作面積が概ね30アールを超える農家)の場合には申告が必要ですが、自家消費だけの農家は申告が不要です。

19年6月徴収分から適用される主な改正事項 <住民税関係>

- ・所得割の定率減税が廃止されます。(現行7.5%上限2万円)
- ・所得割の税率が一律10%になります。
- ・税源移譲は住民税と所得税の間で行われ、原則納税者の負担は変わりません。

問い合わせ 加東市税務課(社庁舎) ☎43-0397・43-0398